大六二

						17																									minute (	
官ノ文書チ傷造スルニ因テ官印ヲ偽造シ又込用ス系替手形其他墓書チ以テ賣買スル證書或ハ金額ト交換スル約定手形サ偽造シ又ハ增減變換シテ行使	官吏其管掌ニ係ル文書チ偽造シ又ハ增減變換シテ	宮臓・ は できます できます できます できる できます できる かっぱ できる かっぱ かん はい ない かん	官ノ文書チ毀棄ス	官ノ交書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使ス	官署ノ印ヲ盗用ス	官署ノ印チ偽造シ双ハ偽印チ行使	偽造ノ情チ知テ其貨幣チ受取シテ行使ス	内國通用ノ金銀貨又ハ紙幣ヲ經造シテ行使ス	内國通用ノ金銀貨双ハ紙幣ヲ偽造シテ行使ス	発達、 東子は来チ妨害スル為メ鐵道又ハ其標識チ損壊 を実がのである。 東京に、 東定	罪	第二百二十六重四		4		男二八火き放ラ人ノ	免訴ノ者ノ中懲治場	金科料ノ欄ハ舊	コ處シタル者ハー	二從と言渡チナ	禁錮ノ欄ハ徒刑	重輕懲役ノ欄ニ合記	ナシタル者チ記入	欄い明	總計	火チ放テ山林ノ竹木田野ノ穀類又ハ雲積田	佐き焼燬ス ・ 大き放き 医屋 交 ハ柴草 肥料等 き 貯 フル屋 、	牧ヲ焼機ス	<b>サ放テ人ノ住居</b>	買シ又ハ牙保チナス ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	罪	
テ金 盗 行額 用	換シデ	シ又い				使ス		ス	7	サ	狀	罪被			The same of the sa	住民	二		***			ス質		治十	合女男	男	<i>n n</i>	<i>n</i> , <i>n</i>	ターカ	93	306	
使トスルル	, n	"	n	n .	и	n	n	N	n	n 男		告	SHEET SHEET	100		居シ	留置	從出		ル者	チ減	=			七五六		11	1 =	17		無罪	
		1		1		- 1	1	1			至自 死 刑 等等 刑	八罪	4	4	CHARLES OF STREET	タル	也		11.13		ジテ	初	A CONTRACTOR	年以	五五五六二四	4.	11	1-			免訴	
		1		1					1	1 1	主自 無 徒 宥	狀	SWELFER		SHAMMAZZ	家	ラレ	71			テ禁	き			= =	1	11	11	11	1	全免	
121-221			1	1	- 1	- 1	1.	1	1	14	至 有 刑	及宥			THE PERSON NAMED IN	屋	=/	贖	入	役	錮	衫	棒	1	=   =		11	11.	1_	pro .	違管轄	
212 31	1		1		-	Ξ	1	1		. 1	至自 重 懲	恕		delige	SECOND SECOND	き焼	者四	二處		五年	+	五年				1		11	1 -	II.	死刑	
= 1		=		*	_3		1			=	王自 輕 役 等等 極 重 如	自首			TO STATE OF THE PARTY OF THE PA	燬	人	=/		U	ŋ	T	! !	=	七八六二				1=		無徒期	
1 1	1	1	1	1	1	-		1			新り を	门的			SCHOOL SCHOOL	七三	P	タル			タル	<u>L</u>			と四三			五	-=			
=		=		*		= -				1 1	書 死 新 刑	量			SECTION AND DESCRIPTION OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS	者	即	者			者	。	2 無	新	五五七〇		11	- =	= =	i	有期刑	
									1		三皇  有  徒  三皇  期  刑	減輕	1000		N. C. S. C. S. C.	男	チル	き記		日以	き記	5		舊法	三三七五二	١	1_	- =	<u>-</u>	9	重黴	
					1				- 1		等等期加		The second		Service Services	人	ハチ	入			入	)1	各	ナ	三五五三		1 11	三大	=		輕役	
-					1	-	1				等 至自 等等 で で で で で で で で で で で で で		*	*	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	女	殴打	ス		=	ス	老	精欄	比	九五四二六六一五六六一五		1 11.	1	1		以二重	
- 1	1.	Pq		1			1	-1			至自  錮重	Ì	ALTERNOOS.		NAME OF TAXABLE PARTY.	人	打創				但シ	名	No. Company			-	二五	1 =	14		上年禁禁上田鄉	
				1		-					自計	1			The second	+	傷			者	新	〕	: =	輕	七六六三四九	-	1-		-1			
	_		No.				i				至自 死 刑	明	and mercula		AND COLUMN	'n	シ因				舊法	开其		-	五二五						以十二整	
			1	1		İ	1	4.	-0	1 1	三島無徒 等等期 三島有期 刑	治	2000112		- AMERICA		テ			兹	チ	- 25 -		法	五一四		11	11	-		以二點以二全	77
1	1			1	1				1		等等期刑	五五	Paratrana		22/5/2008/2		死				比	位		= 200	=-0			11	-		科料	(
111	Ξ		-		1	— P9	=_		五	_	王自	年	ENSTRUMENT.		STATE STATES		<b>三</b> 致			合載	照シ	行		從			11	11	11		棒鎖	
_ 1		- PH	_	=	=		1	_	=	1 1 -	宝 輕 役		THE COLUMN		MORNOGRA		せ				輕	H		盲	<del></del>		11	11	11		消滅	
1 1		PP	1	Ξ		pq	1		1	1 1	至自 錮重 禁		1	2	STATE OF STREET		₹/ ±x			其林	+	具		渡	·		- 1 1				合 合	
1-1-1	7 E	7		===		九	=	_	一七	_	合計				COLUMN TO SERVICE STATE OF THE		者			禁	舊	,		₹/	八九三九	*	==	*=	七五	PP	計	

民事及刑事裁判	記目音相無ル者及宥恕	剎	マスカーの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		强盗人争殺ス	强盗人ヲ傷ス	持兇器强盗		竊取ス 変チ殿打創傷シ因テ癈疾ニ致ス	母チ枚殺ス	繼母ヲ謀殺セソトシテ逐ゲズ	養父子謀殺ス	*	4	父母ヲ謀殺ス	十二歳ニ滿ザル幼女ヲ姦淫ス	十二歳以上ノ婦女チ强姦ス	人チ毆打創傷シ因テ篤疾ニ致ス	人 チ 殴打セントシテ 誤テ他人 チ 死ニ 致ス	豫メ謀テ人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ致ス	人チ殿打創傷シ因テ死ニ致ス	死ルト為メ人+故殺ス 重罪+犯スニ便利ナル為メ及ハ已ニ犯シテ其罪チ	チ故殺セントシテ遂ゲズ	八手故殺ス	チ毒殺セントシテ添ゲズ	八声毒殺ス	八子謀殺セントシテ窓ゲズ	八子謀殺ス	官吏自ラ監守スル所ノ金穀物件チ竊取ス	新	
記載		合女男	男ルルル	女男	"	"	n	男	女男 n	"	11	"				, n	"	"	n .	男	女男	男	n n =	女男	"	男	<i>n n</i>	女男	男		
ス		五二五		*	_	1			111	1 -			7	4								-	11			_	11	五		至自 死 等 刑 至自無	
	量	七二五	=	_	1	九			11.1.									1						=			1=			至自無 (基)等 (基)等 (基)	宥
	相無	六 五 五		=	1	1	五			1	-									_	11						-=	11		第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年	
	ルル	<b>元</b> - 若	1 1 1 1 1 1 1	1 11	1		Ξ	-									1			-	五							11		至自五等	
	者	四月四五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	1  -	<u> </u>		1	*	ō	10 1												11		11				11	11	三	王自 輕 役 王三等 錮 季	bu
	八 陸	セース	_	111			=	1	-=						1											1	11,			等等一禁	心
	宥恕	八五七	- H =	- 九	-	九	七二		<u>-5</u> L									<u> </u>		-	五			三			<b>→</b> P9	五	=	計	_
	,	=l=		=		1	1,	1	11 1														11	11_		1	11	11	1	等新刑	
	中	三二					=	1	111			上														1	11	11		王自有 徒   等等 期 刑	目
	自	八二六			1		-		11 1		1		عد	W.							-3		11		1		11_	11.	1	三二	
	省	〒  〒			1		- 1	=	111			1						_		1_	11		11	11	1_	1	11.	11	七	里自輕 役 等等 徑	
	酌	ALA		1 11	1	1	_ _	1	11 1								-		1		11		11	11_		1	11	11.	=	 	首
	量	四 四 四 六二四	1 -1 +	=		1	hd	=	111	1	1	1					-	-	1		-=		11.	11		1	11	11	九	<b>計</b>	
	相兼	四四四三三	1 11 1	1 - 7	pg	1	1,	1	111		1				1		1	1		1	11	1	11	11	1	1	11	1 =	1	第一 死 刑	
六六三	n	七七大	1 11 1	五 - 三	1	==		1	111	_	1	1			1		1	1		1	11	1	11	==	1	1,	1 =	1-		<b>三</b> 等等期	酌 3
=	者	一 0 元 三 六	1111	<u> </u>	1	99	大九九		11 -	1	1	1			1	1	1	1	1		11		11	11	-	_	==	1-	1	等等期刑	-
	自	九二八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	1 -1 1	py l'py	1	1	九	五	111	1	1					=	1	1	-	pq	- 五	1	1 1	11	1	1_	11	1_	1	<del>芸</del> 男重 懲	
	省	*   *	- 11	_	1	1.	三	Ξ	1-1		1	1			1	1	#	=	1	1	11	1	11	+1	1:	1	113	1_	=	等里三等里五等里五等里五等里五等里五等里五等里五等里五等自一等自一等自一等自一等自一等自一等自一等自一等。	
	1	畫二里	1111		1	1	=		1-1	1	1	1	. 1	L			- "	-	1	1	1_	1	11		1 -		1-		=	五等	量
	中	一一一五	1 - 1	_ <u>=                                   </u>	P9	둦	九四	元	= -	_		72				3	<b>P</b>	=	-	<b>P9</b>	-*	-	12	B E	_	-	= =	- <del>-</del>	19	合計	

		總 年 六 六五五四四三三二 二十十十 十 年 十 十十十十十十十十十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	總 七六五四三二一 度 度
民	河江河張勢賀 津 泉內和城 藏 第二百二十九	載本 計 上 湖上湖上湖上湖上 湖上湖上 湖 第 三 百 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 第 二 三 十 八 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
民事及刑事	身份	サー ゼ 四 三 五 O 元 八 四 一 四 一 四	計 上度度度度度 製 二十七 写三等
裁判	□ 九 □ 四 □ ★ 九 四 □ ★ 九 女 □ □ □ ▼ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	省百 ク	
		重罪被告人犯時年齢及再犯二度以 重罪被告人犯時年齢及再犯二度以 一 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	被告人段
	女権	百 、	
	三 <u> </u>	五中 表 五 八 五 大 五 大 五 大 五 大 五 大 五 大 五 大 五 大 五 大	度製及本年内二度以上處刑 度
	男際次,狀	大	内二度リー・原
	女 罪 及 三 三 男 強 盗	ラ 被	
	女   女   	ケ 元	数数数
		者ニーーニー	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
六六五	二 二	後、五の七二二十二四三元 男 度 治	二上 治 炭ノ 十
五	五 <u> </u>	言渡 二	7 男 農 年
	=   -   四八   計   計	依ラ記・エニス・前里で、別の一部	刑内